



記者発表資料

令和8年2月24日(火)

日高市

都市整備部 都市計画課

計画推進・企業誘致・住宅政策担当

TEL042-989-2111 内線 3305

課長 関田 兼之

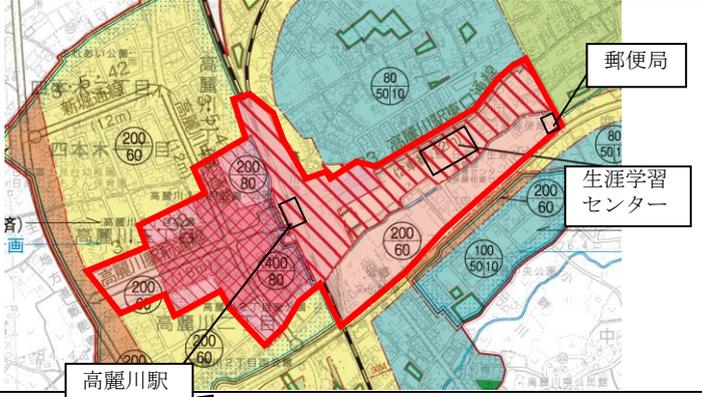
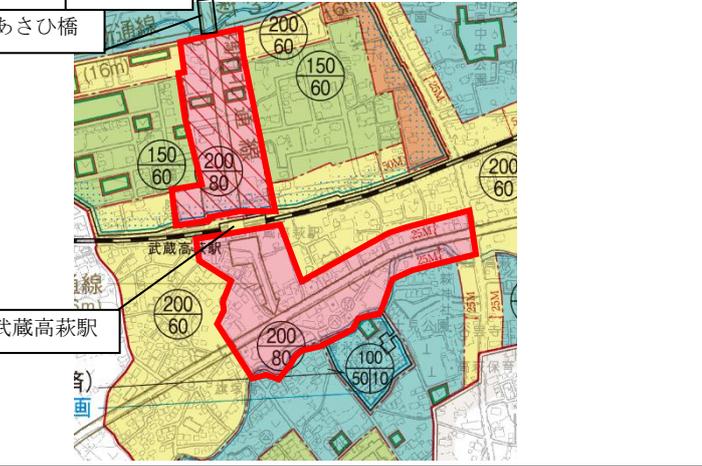
担当者職・氏名 主幹・房野 秀樹

高麗川駅及び武蔵高萩駅周辺への 商業施設の新規立地を応援します

中心市街地である駅周辺に商業施設の立地が進んでいない状況にあることから、適切な土地利用の促進及び商業施設の誘致を図るため、商業系地域等へ新たに商業施設を立地した事業者等を対象に奨励金を交付します。

奨励金の対象

(1) 対象区域

<p>高麗川駅周辺 (用途地域) 商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域</p>	
<p>武蔵高萩駅周辺 (用途地域) 近隣商業地域</p>	


 ・対象区域

(2) 対象業種

日本標準産業分類に定める産業のうち、下記の表に定めるものを営む小売業及び飲食店の店舗、旅館又はホテル

大分類	中分類	備考
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業 57 織物、衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 その他の小売業	※燃料小売業を除く
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	※客室が10室以上のものに限る

(3) その他要件

- ① 奨励金を申請する前年の1月1日において商業施設である家屋を所有していること。
- ② 商業施設を開業してから継続して6か月以上営業していること。
- ③ 市税に滞納がないこと。

奨励金の内容

対象事業者等	奨励金の額	交付期間
商業施設を立地した事業者等	事業者等が納付した商業施設である家屋及びその敷地である土地に係る固定資産税相当額 100% <u>(限度額はありませぬ)</u> ※その他諸条	最大3年
商業施設及び共同住宅を含む複合用途の建築物を立地した事業者等		最大5年

併用住宅も対象!

例: 2階以上を共同住宅

移住・定住の促進に貢献!

今後の予定

4月1日(水) 運用開始(交付開始は令和9年度から5年間)